



中津市監査委員告示第 22 号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条の規定により別紙のとおり公表する。

令和6年10月25日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 千木良 孝 之

# 措置状況報告書

監査の名称：令和6年度 財政援助団体監査

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名] 中津玖珠日本遺産推進協議会</p> <p>[補助金等名] 中津玖珠日本遺産推進協議会補助金</p> <p>[所管部局・課] 観光課</p> <p>I. 団体に対する事項 (指摘事項)</p> <p>中津歴史博物館での日本遺産ピンバッジ販売代金収納後、払い込みまでの間、観光課において長期間（最長221日間）現金を保管しており、適正な公金管理が行われていなかった。</p> <p>収納した現金は速やかに払い込みを行い、中津市会計事務規則等に準じた適正な公金管理を行うよう求める。</p>	<p>ご指摘のピンバッジ売上金につきましては、歴史博物館の職員が毎週水曜日に入館料等と一緒に社会教育課に持参し、原則当日中に社会教育課職員が観光課へ持参し受領していますが、通帳への入金までの間、観光課の施錠付きの手持ち金庫に保管し、施錠される机において保管を行っていました。</p> <p>今後は、売上金を観光課で受領次第、速やかに通帳への入金を行います。また、社会教育課からの売上金の受領時についても、今後どの職員が担当になっても入金漏れがないよう、受領簿を作成し、売上日や入金日の確認、受領者の氏名などを記載する項目を作り、課員に周知徹底するとともに、中津市会計事務規則等に準じた適切な公金管理に努めます。</p>	

# 措置状況報告書

監査の名称：令和6年度 財政援助団体監査

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名] 八面山ラボラトリー・尾上直樹</p> <p>[補助金等名] 中津市地域おこし協力隊起業支援補助金 中津市中山間地域活性化支援事業補助金</p> <p>[所管部局・課] 地域振興・広聴課</p> <p>I. 団体に対する事項 (指摘事項) 交付申請書や実績報告書、領収書の一部について書類の保管が適切になされていないかった。 補助金交付要綱に定められているとおり、補助金交付に係る書類・帳簿類は適切に保管するよう注意されたい。</p> <p>II. 所管課に対する事項 (指摘事項) 今回、同一の事業に二つの補助金が重複して交付されているように見受けられる。 一方の補助金交付要綱には「既に市からこの補助金以外の補助金、助成金その他の給付を受けている又はこれらの給付の対象となる事業」は交付対象外であると謳われているため、交付申請、実績報告書の内容を精査し、結果を報告されたい。</p>	<p>ご指摘のとおりです。 今後は、補助金交付要綱を遵守し書類・帳簿類の適切な保管を徹底します。</p> <p>今回の二つの補助金の交付申請においては、本来は別事業を行うものでありますが、同一の事業と見受けられる内容となっていました。 地域おこし協力隊起業補助金の実績報告では、キャンプ場運営とは関係のない、個人事業で行う写真撮影にかかる機材を補助対象経費としており、中山間地域活性化支援補助金の申請内容とは重複しないことを確認しました。 今後は、交付申請書の内容を十分精査し、適切な補助金支出に努めて参ります。</p>	